

○予算委員会

予算(一
件)

号 番	件 名	月 提 出 日	参 議 院	委員会付託 委員会議決	衆 議 院	委員会付託 委員会議決	衆 議 院	備 考
11	10	9	8	7	6	平成三年度政府関係機関予算		
平成三年度政府関係機関暫定予算	平成三年度特別会計暫定予算	平成三年度一般会計補正予算(特第2号)	平成二年度一般会計補正予算(第2号)					
三、二六	三、二六	三、二六	二、二五	二、二五	三、一、二五	三、一、二五	三、四、一〇	三、四、一一
(予)三、二六	(予)三、二六	(予)三、二六	(予)二、二五	(予)二、二五	(予)三、一、二五	(予)三、一、二五	(予)三、四、一〇	(予)三、四、一一
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	否 決	否 決	否 決	否 決
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	否 決	否 決	否 決	否 決
三、二六	三、二六	三、二六	二、二五	二、二五	三、一、二五	三、一、二五	三、三、一四	三、三、一四
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
三、二七	三、二七	三、二七	二、二八	二、二八	三、一、二四	三、一、二四	三、四、一	三、四、一
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
三、二七	三、二七	三、二七	二、二八	二、二八	四、一、一一	四、一、一一	衆へ返付	衆へ返付
					憲法第六〇条第二項の規定により衆の議決が国会の議決となる	憲法第六〇条第二項の規定により衆の議決が国会の議決となる	衆院協議会成案を得ず 両院協議会請求	衆院協議会成案を得ず 両院協議会請求

平成二年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）

平成二年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）

平成二年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度補正予算三案の委

員会における審査の経過ならびに結果を御報告申し上げま
す。

一般会計予算の補正は、歳出について、災害復旧等事業
費、給与改善費等、予算作成後に生じた事由に基づき、特
に緊要となつた事項について措置することとし、歳出の追
加総額は一兆五千二百十一億円となつております。

他方、規定経費の節減によって一千四百一億円の修正減
少を行つておりますので、歳出の純追加額は一兆二千八百
十億円となります。

歳入につきましては、最近までの収入実績を勘案し、租
税及び印紙収入一兆一千二百七十億円の增收を見込むと
もに、前年度剩余金四千六百八十二億円の受け入れを計上
し、公債金については、四条公債七千五百億円の追加発行
を行うこととしております。

本補正の結果、平成二年度補正後予算の総額は、歳入歳

出とも当初予算に一兆二千八百十億円を追加し、六十八兆
五千百七十八億円となつております。

また、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与
税配付金特別会計など十八特別会計予算と国民金融公庫な
ど四政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、十一月十日国会に提出され、翌十一日、
橋本大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を
待つて、十二月十四日及び十七日の二日間、海部内閣総理
大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質
疑が行われました。

以下、質疑の若干につきその要旨を簡単に申し上げます。
「本補正に計上されている一千三百億円の多国籍軍支援
の湾岸平和基金拠出金は、計上の法的根拠があいまいであ
り、財政節度の上で問題ではないか。こうした巨額な財政
支出を伴い、かつ政治的に重要な交換公文は、国会の承認
を求めるべきではないか。また、拠出金の使途についても
軍需物資調達の懸念すらあるのではないか。特例公債依存
脱却後の第二段階の財政再建を推進しなければならないの
に、本補正において、建設公債を七千五百億円も増発した
のはなぜか。これでは、第二段階の財政再建は困難になつ

たのではないか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「湾岸平和基金拠出金については、既に当初予算で認められた予備費の支出に当つて、交換公文を結び、第一段階の拠出を実行している。今回の拠出金も、本補正予算の成立を待つて、交換公文を改めて締結することとしている。国会の承認を得た予算の範囲内で行う拠出取り決めの交換公文を改めて国会に提出、承認を得ることは考えていない。また、拠出金の使い方に

ついては、軍需物資の調達要請は全く来ていないし、物資協力及び輸送協力に限つては、拠出金の使途を決める運営委員会には、日本のサウジアラビア大使が参加しているので、我が國の方針に反する基金の使い方はありえない。

今回の補正は、大幅な税収増が期待できない経済状況の下で、災害の多発、給与改善費が昭和四十九年度以来の多額にのぼり、さらに湾岸危機による追加支出など、補正要因が多かった。政府は、既定経費の節減に努めたが、公債発行対象経費が七千七百億円にのぼることになり、結局、七千五百億円を建設公債の増発で対応せざるを得なかつた。

特例公債から脱却できても、百六十四兆円の国債残高を抱え、国債費が歳出の二割を超える現状では、景気の落ち込みに伴つて税収が鈍化すると再び特例公債依存に陥る危険

がある。こうした我が国財政の脆弱性を脱し、財政の弾力性を取り戻すためには、建設公債の発行縮減に今後一層の努力をしなければならない。来年度予算は、厳しい財政事情の中で、今回の、建設公債の増発を謙虚に受けとめ、財政健全化に向け一層の努力をしていきたい。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、イラクのクウェート侵攻に関する諸問題、次期防衛力整備計画、ガット・ウルグアイ・ラウンド、対ソ緊急援助、子供の権利条約批准、スポーツ振興と基金の創設、今後の景気動向についてなど、広範多岐にわたつて行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して國弘委員が反対、自由民主党を代表して沓掛委員が賛成、公明党・国民会議を代表して及川委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して栗森委員が反対の旨、それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条後段の規定により、委員長は、平成二年度補正予算三案を、いずれも原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成三年度一般会計予算（閣予第四号）

平成三年度特別会計予算（閣予第五号）

平成三年度政府関係機関予算（閣予第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成三年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成三年度予算三案の内容及び衆議院段階で行われました内閣修正については、既に橋本大蔵大臣から財政演説並びに予算修正についての報告でそれぞれ説明されておりましますので、これを省略させて頂きます。

平成二年度予算三案は、一月二十五日国会に提出され、一月三十日に大蔵大臣から趣旨説明を、三月一日に予算修正の説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて、三月十九日から審査を行つて参りました。

以下、質疑のうち、主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず外交問題につきまして、「湾岸戦争は終結を迎えた

が、この間の、海部内閣の米国追随の支援行動は、国際義務を果たしたことにはならないのではないか。我が国は、湾岸紛争の平和回復に巨額の資金協力を行つたにもかかわらず、人的貢献を欠いたため、国際貢献を果たさなかつた国との国際批判が聞かれる。緊急に人的貢献の制度を整備して、国連中心の平和維持活動に貢献し、世界の信頼に応えるべきではないか。ソ連のゴルバチョフ大統領の来日といふ歴史的事実を日ソ関係の改善にどう生かして行くのか。北方領土の四島一括返還の我が国の主張に変更はないか。また、ソ連に対する三兆円の援助構想は、北方領土との取引材料とされているとの報道について、真意を伺いたい。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに中山外務大臣から「湾岸の平和回復の協力は、国連決議に従つた行動である。米国をはじめとする二十八カ国からなる多国籍軍の武力行使は、国連安全保障理事会の度重なる決議に基づくものであり、イラクのような武力による他国への侵略を二度と許してはならないという、国際社会の一員としての立場に立つて、多国籍軍への援助を行つたものである。日本の湾岸支援の在り方については、日本としてできる限りの資金協力や物資協力を行つてきたところであり、ブッシュ大統領もこうした努力に高い評価を示し

ているが、議会筋に批判の声があることも事実である。また人的貢献については国連平和協力法案の廃案を厳しく受け止め、自民、公明、民社三党間の覚書を踏まえ、国際協力の成案を得るべく努力しており、国際社会の一員として応分の責任を果たすという考え方にしてこれを進めて行きたい。ゴルバチヨフ大統領の来日は、ソ連の元首としては最初のことと、隣国との友好関係をつくり上げるうえで、大いに歓迎したい。日ソ間には、領土問題と平和条約という解決しなければならない大きな問題があり、大統領の訪日を機に、双方の努力によって解決の方途を求め、真に新しい友好関係を作り上げる突破口としたいと考えている。

北方領土の返還について、政府としては、齒舞、色丹二島の返還は、一九五六年の日ソ共同宣言の時点で、既に解決済みという認識に立ち、国会決議を尊重しながら、四島一括返還を強く主張してきたところであり、この基本原則を堅持し事に当る。東西の冷戦関係が終結し、ソ連国内ではペレストロイカが進められているが、自由と民主主義の価値観を共有できるなら、我が国として協力、支援を進めることに問題はない。ましてや、北方領土の返還を取引条件とするとか、買い取るとかいうことは、相手に失礼であり、そのような考え方には毛頭ない。」との答弁がありました。

また「湾岸戦争後の復興支援に対する我が国の対応方針を示されたい。イラクへの武器輸出が戦争の要因であった教訓を、今後の軍縮ともからめどう生かしていくのか。」との質疑に対し、海部内閣総理大臣から「湾岸地域に対する我が国の協力は、この地域の関係国との協議結果とイニシアチブを尊重しながら、どういう要請があるのかを踏まえて、対応すべきであると考えている。当面は、イラクによる原油流出汚染、油井炎上等の環境破壊に対する技術援助を緊急に行うこととしている。さらに、中長期的には、中東の恒久和平のため、軍備管理・軍縮について、我が国の役割があると考え、ミサイル関連技術の輸出に関する国際会議を東京で開き、五月には、京都で軍備管理、軍縮を含めた世界会議を国連協調のもとで進めることにしている。

国際的な軍縮については、ミサイルの移転は言うに及ばず、核兵器や生物兵器の拡散防止、所有、製造の禁止に向け努力していく必要があるが、通常兵器については、それぞれの国に固有の自衛権があり、複雑な問題があると思うが、透明性、公開性を明らかにして、国連の場を通じその枠組みを打ち立てることが大切であると考えている。」との答弁がありました。

経済問題につきまして「景気の減速を示す指標が増え、

先行きが懸念されるが、政府は景気の現状をどう見ているか。金融緩和に向け政策転換が待望されているが、転換でくる条件を示されたい。国民の間に持てる者と持たざる者の格差を拡大させたバブル経済は、政府の経済・金融政策が引き起こした失政ではないか。」との質疑があり、これに対し、越智経済企画庁長官及び橋本大蔵大臣並びに三重野日本銀行総裁から「最近の景気の現状については、多少弱目の指標が増えつつあり、景気は緩やかながら減速過程に入っているものと考える。しかし個人消費は堅調で、設備投資も三年度政府見通しの六・八パーセントの伸びは可能と見ており。湾岸戦争の終結による先行き不透明感も解消しつつあるので、景気は依然ながらかな拡大局面を続けるものと判断している。金融政策は為替、景気、物価、海外情勢等の総合判断であり、金融緩和の具体的条件を示すことは難しい。当面、景気は大きく屈折するとは考えていないので、金融政策のスタンスは、これまでの政策効果の浸透を見守って行く考え方である。昭和六十年九月のプラザ合意以降の政府の政策選択は、戦後二番目の息の長い景気の拡大につながっており、基本的には誤りはなかつたと思っている。しかし金融緩和の局面において、副次的な問題として、バブル現象が出現したことも事実で、金融に責

任がないとは言えないと思っている。」との答弁があります。

財政問題につきまして『平成二年度予算は防衛費突出、社会保障費後退の予算となつており、国際的な防衛費の削減と国内的な高齢化社会への対応の要請に逆行し、今日の課題に適切に対応した予算にはなつていないのではないか。生活関連社会資本整備に重点配分すると公約しながら、公共事業費の配分率は、ほとんど変わっていないではないか。配分率の変更には、これまでの公共事業のあり方を、抜本的に改めるとともに、特定財源の見直しが必要ではないか。』との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに橋本大蔵大臣から「防衛費と社会保障費を伸び率で見ると御指摘の通りであるが、金額で比較すると、防衛費は二千二百六十七億円の増加に対し、社会保障費は五千九百七十四億円も増やしているなど、内外の情勢変化に即応し、国民生活の安定向上に資するよう、限られた経費を適切に配分計上した。生活関連社会資本整備に向けて目に見えるほど、公共事業費の配分率が変わっていないという指摘はその通りであるが、我が国は欧米に比して、社会資本の整備が総体的に遅れているため特定分野にのみ非常に大きなウエートをかけるということはでき難い実態にあることも

御理解願いたい。特定財源の有無が公共事業の進捗を直ちに左右するものではなく、財政硬直化の一因ともなりかねない点は、十分注意しなければならない。要は、生活関連公共事業の、円滑な実施を可能ならしめるような、予算措置をいかに講じて行くかにがあるので、今後ともこの方向で鋭意努力したい。」との答弁がありました。

税制につきまして「地価税の創設が予定されているが、税率が〇・三パーセントと低いうえ、課税対象面積が千平方メートル以上、基礎控除十億円などとなっており、地価抑制効果はないのではないか。これでは、地価高騰で住宅が持てない庶民感覚と大きく乖離し、土地神話の打破もできないのではないか。」との質疑があり、これに対し関係各大臣から「地価税は、土地に対する税負担の公平を確保し、資産としての有利性を縮減するため、土地の資産価値に応じた負担をお願いするもので、小規模な土地への課税や、経済に与える影響、個々の納税者の負担への配慮など、総合的に勘案しており、国民生活の実態に応じた適切なものであると考えている。最も肝心なことは、土地神話をどう崩すかにあり、この役割を地価税のみに求めて無理がある。固定資産税の評価の適正化・均衡化、譲渡課税負担の適正化、農地課税の見直しなど、土地の保有、譲渡、取

得の各段階にわたる税制の総合的、抜本的な見直しのほか、土地の有効利用、土地取引の規制、宅地の供給促進、土地関連融資規制など、もちろんの施策を総合的に実施することによって、その効果を上げるようにしたい。」との答弁がありました。

社会保障問題につきまして「今回の老人保健制度の改正は、医療費の増加にスライドして、老人の診療費が引き上げられるなど、高齢者切り捨てではないか。政府は、高齢者保健福祉推進十カ年戦略に基づき、高齢者の施策を進めているが、計画最終年において、需要に対する受け入れ側の対応水準は北欧並みになるのか。」との質疑があり、これに対し海部内閣総理大臣並びに下条厚生大臣から「老人保健制度の改正は、高齢者のために安定した保険制度を、将来とも維持して行こうとするもので、高齢者の増加、医療水準の向上等で医療費が増加する一方、支払いが稼得能力のある若い人にかかるので、負担者と受益者の負担の公平と、世代間の分かち合いを考えた措置である。スライドの導入は、一人当たり医療費の伸びに合わせ、行政府の裁量の余地が入らないよう、法定主義で実施することとしているので、是非御理解願いたい。高齢者保健福祉十カ年戦略は、その目標達成に向け、鋭意推進に努力中であ

る。老人福祉水準の外國との比較は、同居率や社会的条件に違いがあり困難であるが、この十ヵ年戦略によつて、寝たきり等の介護を必要とする状態になつても、ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスが十分に利用でき、また在宅で介護できない状態になつた場合には、特別養護老人ホームや老人医療施設などに、入所できる体制が十年後には整うことになっており、安心した老後を送ることができる環境整備が図られるものと考えている。」との答弁がありました。

最後に、海部内閣の政治姿勢につき、「海部総理の政治は、湾岸戦争を平和回復活動と言い、自衛隊の海外派兵を派遣だと言い、さらに自衛隊の海外出動はできないと言つておりますながら、一転して、特例政令を作つて、できると見ておりながら、事実をおおい隠したり、方針が猫の目のように変わり、政治理念と決断が欠けているのではないか。政治生命をかけると公約した政治改革は、約束の昨年十一月の議会開設百年の節目に間に合わず、自民党総裁としての任期も半年余りにせまっているが、任期中に実行できるのか。」との質疑があり、これに対し海部内閣総理大臣から「湾岸問題では、国連決議に従つて二十八カ国の多国籍軍がクウェート解放のため、武力の行使を決断したということは、

従来の戦争よりも、国際社会の総意に基づく平和回復活動であつて、物事を現象面でのみとらえるのではなく、物事の原理原則に立つて対処する決意を述べたものである。政治改革については、選挙制度審議会から累次の答申を頂き、議会開設百年の記念の年に大きな節目をつけるため、自民党においては、党議決定を完了し、日下、成案を得るべく作業中であり、政府は、これを見守ると同時に、議員の身分にかかることなので、野党側からも建設的な御意見を頂きたい。任期中の達成については、できるだけ早く国会に改革案を提出したいと考えているので、御賛成、御協力を頂ければ任期中に成立すると信じている。」との答弁がありました。

そのほか「米国の米輸入自由化要求問題への対応」に対し「基礎的食糧である米の自給堅持を基本にガット・ウルグアイ・ラウンドでの交渉で対処したい。」また「子供の権利条約の批准時期」について「国内の対策を進め早期に批准したい。」との答弁がありました。

なお、看護職員の労働条件、多極分散型国土の形成、原発事故、人権の擁護、死刑の廃止、育児休業法案、国連憲章旧敵国条項の削除、など、質疑は広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じま

す。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・

護憲共同を代表して角田委員が反対、自由民主党を代表して野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表して片上委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、連合参議院を代表して栗森委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成三年度予算三案は、賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定致しました。以上、御報告申し上げます。

平成二年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第七号）
平成二年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第八号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度補正予算第2号一案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、湾岸地域における平和回復活動に対する我が国の支援を実施するため、湾岸平和基金拠出金の追加

計上を行うこととしており、歳出の追加総額は一兆一千七百億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額によって三百六十億円の修正減少を行っておりますので、歳出の純追加額は一兆一千三百三十四億円となっております。

歳入につきましては、その他収入一千六百四十五億円の増収を見込むとともに、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講すべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律に基づく臨時特別公債九千六百八十九億円の発行を行うこととしております。

本補正の結果、平成二年度第二次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第一次補正後予算に一兆一千三百三十四億円を追加し、六十九兆六千五百十二億円となっております。

また、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計及び外国為替資金特別会計について所要の補正が行われております。

補正予算一案は、二月二十五日国会に提出され、二十八日衆議院からの送付を待つて三月一日橋本大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、四日、五日の二日間、質疑を行いました。

補正予算に直接かかわる質疑として、「本補正計上の湾岸平和基金拠出金九十億ドルの積算根拠を明らかにされたい。臨時特別公債償還のための財源として、法人税と石油税を選んで臨時増税とする理由は何か。また、償還財源捻出のための歳出削減について、平成三年度予算の修正に係る一千二億円の防衛関係費の削減は、新中期防衛力整備計画二十一兆七千五百億円から同額を減額することになるのか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣並びに関係各大臣より、「国連決議に基づく湾岸地域の平和回復活動の支援については、我が国は憲法上武力行使に参加することができないので、現時点でき得るだけの応分の資金協力をを行い、国際社会における我が国の責任を果たそうとするもので、世界に占めるGDP比など、我が国が国際的な地位を踏まえながら、総合的に判断し、自主的に決めたものである。臨時特別公債の発行に当たって、政府は、後世に負担を残さないこと第一に考えた。その上で、国民へのサービスを削減すべきかそれとも新たな負担をお願いするかについて、当初は全額を国民負担によって賄うべきと考えたが、最終的には、できる限り歳出削減を行い、不足する分を国民に負担をお願いすることにした。増税の税目は、考えに考えた上、国民生活への影響、収納の

確実性、納税者の便宜ということでこの二税を選んだものである。防衛関係費一千二億円の減額については、毎年度予算編成の過程で誠実にこれを処置することとしており、結果として、その総額が減額されることになる。また、中期防衛との関係では、三年後に見直す事項が入っており、今回の中の減額措置を重要な要素として勘案してまいりたい。」との答弁がありました。

質疑はこのほか、中東湾岸地域の復興支援、自衛隊機の海外派遣にかかる特例政令、武器輸出の禁止、景気及び物価の見通しなど多岐にわたりますが、詳細は会議録をもつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して竹村委員が反対、自由民主党を代表して野沢委員が賛成、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、公明党・国民会議を代表して及川委員が賛成、連合参議院を代表して新坂委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎委員が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成二年度補正予算第2号一案は賛成多数をもっていすれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成三年度一般会計暫定予算（閣予第九号）

平成三年度特別会計暫定予算（閣予第一〇号）

平成三年度政府関係機関暫定予算（閣予第一一号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成三年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成三年度予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から四月十二日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成は、本予算成立までの応急的措置であることにかんがみ、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費については行政運営上必要最小限の計上にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

一方、歳入につきましては、暫定予算期間中の税収及其他収入を見込むほか、前年度剩余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入総額一千二百三十一億円、歳出総額五兆四千二百十八億円となって、五兆二千九百八十七億円の歳出超過となります。国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができるとしております。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても、一般会計に準じて編成されております。

これら暫定予算三案は、三月二十六日国会に提出され、二十七日、衆議院からの送付を待つて、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後質疑を行いました。

暫定予算に直接かかわる質疑として「暫定予算の制度は新憲法の財政民主主義を貫徹する上で不可欠であり、一日たりとも予算の空白は許されないとの立場に立つて、今回、自民、社会、公明、民社の四党合意が行われた新たな事態を、総理はどう受け止めているか。暫定予算の編成は、必要最小限の義務的経費に限定し、政策的経費の計上は避け、与野党が合意できる内容とすべきであって、そのためには、今後、国会と内閣の間でルールをつくって行くべきではな

いか。」との質疑があり、これに対し、海部内閣総理大臣

並びに橋本大蔵大臣から「財政民主主義の立場からの暫定予算の趣旨は、お説の通りであり、四党合意はたいへん望ましいことで、これを尊重して対処して参りたい。暫定予算の編成は、従来から、国民生活に支障を生じないよう必要最小限の経費を計上することにしており、今後もこれを基本に四党合意を最大限尊重して行く考えである。ただ政策経費については具体的なケースについて現時点で想定できない場合が生じることも否定できないので、その折々に、政府の判断で計上し、国会の審議をお願いすることにしたい。こうした上に暫定予算のより良き慣行がつくり上げられることを期待したい。」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか北方領土の返還、経済動向、湾岸戦争後の避難民対策、幕張メッセでのアメリカ産米展示撤去問題など多岐にわたりますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党吉岡委員から反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成三年度暫定予算三案は賛成多数をもつていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。